# 臨時福祉給付金を支給

## 8月19日以降に申請書を送付⇩受け付けは8月20日～平成28年1月20日

申請書の送付などについて、次のとおりとなりましたので、お知らせします。

### 申請書の送付

基準日(平成27年1月1日)に昭島市に住民登録があり、27年度分の個人住民税(均等割)が課税されていない方がいる世帯の世帯主宛てに送付します。

ただし、生活保護受給者、課税者の扶養(地方税法上)になっている方、中国残留邦人に対する支援給付の受給者などは対象となりません。

### 申請書の受け付け

8月20日～平成28年1月20日(消印有効)に、申請書を〒196-8511　市役所臨時福祉給付金コールセンターへ郵送(返信用封筒あり)してください。

臨時福祉給付金コールセンター(市役所2階)の窓口でも受け付けます。

※申請は、基準日に住民登録のある市区町村となります。

### 審査

課税などの状況により、支給できない場合もあります。支給要件を満たしているかどうか審査し、申請したすべての方に結果を通知します。

### 支給

支給要件を満たしている場合、10月以降に指定の口座に振り込みます。

### 配偶者からの暴力を理由に昭島市に避難している方へ

昭島市に避難していて、臨時福祉給付金の対象である場合、昭島市で申請できます。事前の申し出が必要ですので、臨時福祉給付金コールセンターへ相談してください。

☆詳しくは、臨時福祉給付金コールセンター☎549-1780へ。

## 昭島市自治功労者

市議会議員として、市政の進展に貢献されました。

髙橋信男さん
(つつじが丘)

橋本正男さん
(拝島町)

中野義弘さん
(中神町)

## 市指定無形民俗文化財 福島ばやしが行われます

福島ばやしは、地域の悪霊退散・疫病防除を祈願して、福島神社祭礼の主祭事である神輿渡御(みこしとぎょ)の出発に「送り囃子(はやし)」を、帰社に「迎え囃子」を奉納するものです。

嘉永年間(1848～1854年)に既に行われており、昭和46(1971)年に市の無形民俗文化財に指定されました。

◇日時

＊福島神社祭礼＝8月15日(土)・16日(日)

＊神輿渡御＝8月16日(日)の午後2時～7時(予定)

☆詳しくは、文化財担当へ。

## 青少年フェスティバルの舞台の出演団体を募集

青少年フェスティバルで行われる、歌と踊りのバラエティショーの出演団体を募集します。

◇期日　11月22日(日)

◇場所　KOTORIホール(市民会館)

◇対象　25歳未満の方で構成する市内の団体(指導者は25歳以上でも可)

◇内容　吹奏楽、ダンス、和太鼓、合唱、囃子(はやし)

◇募集数　13組程度(多数抽選)

※9月上旬に行う説明会に、必ず出席してください。

☆申し込みは、8月14日までに青少年係へ。